

平成27年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市城郷小机地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

城郷小机地区は子育て世代が多く住む地域（大堀町内会の一部、土井町内会の一部、鳥山町内会の一部、岸根町町内会など）と、高齢者を中心とした古くからこの土地に住む方々の多い地域（愛宕町内会、堀崎町内会、鳥山町内会の一部、大堀町内会の一部、土井町内会の一部など）が混在しています。

地区全体としての高齢化は区内平均や市内平均と比較して特に高いということはありませんが、古くから住んでおられる方々は次世代と別居されているケースが多く、住宅の老朽化、地形的な理由からくる外出困難、閉じこもり等、老々世帯・独居高齢者はさまざまな課題を抱えています。また、前述のように子育て世代も多く住んでおられることから、子育て支援事業や地域の小・中学校との連携にも多くのニーズがあります。

この10年間、城郷小机地域ケアプラザはそれぞれの町会や地区社協との連携を図りつつ、また町会間の連携強化を進める方向性をもって活動してきました。昨年、港北区社会福祉協議会から表彰をいただいた「城郷地区 地域支えあい連絡会」の活動は、その最たるものであろうと考えます。この連絡会のメンバーは、各町会役員の方々、地区社協拠点「ほっとカフェ」やケアプラザを主活動拠点にしている昼食会／配食サービス活動のボランティアの方々を中心にしています。

今後、地域包括ケアシステムの整備を進める行政の諸施策に呼応し、「ひっとプラン港北」「たすけあうまち城郷」の方向性に沿って、ケアプラザの運営計画を立案実施することが肝要であると考えます。現在当ケアプラザを拠点として展開されている地域の活動（前述の高齢者見守り、子育て支援、障がい者支援）を今後も継続的に支援し、これらを運営している方々と一緒に地域の福祉保健計画を推し進めることが第一と考えます。

これらを踏まえ、地域課題を以下の通り抽出し、取り組んでまいります。

1. ひっとプラン港北「たすけあうまち城郷」の次期構想づくり。

平成27年度は現計画の最終年度に当たります。推進委員会で合意した6つの重点項目に連携して取り組みつつ、次期構想策定を支援します。

2. 各種ボランティア活動団体の次世代育成への支援。

多くのボランティア団体がボランティア人材の高齢化や減少を課題に挙げています。ボランティアに関わる人材発掘を進め、こうした団体を支援します。

3. 広域災害における役割認識と具体的な備え。

特別避難場所として、備蓄品の適正な管理、防火・防災訓練、対応マニュアルの改善などを通じて災害に備えます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設設備、電気設備、消防設備等の点検は、法令・ケアプラザ運営のルール等に則って適正に実施しその記録を管理します。記録の中で報告された設備・機器の不具合等については必要に応じて区と協議し、補修・交換等に対応します。

当ケアプラザは建築・整備から10年が経過し、いわゆる耐久消費財と呼ばれる備品・機器についても耐用年数を過ぎるものが次々出てきます。また、上下水道、電気、給湯、調理などの設備についても、経年劣化による不具合が予測されます。

こうした事態に対応するため、各機器の使用経過年数、状態等については各部署の管理者が把握しています。特に上記の設備についてはデイサービス等のサービス提供に直接に影響するため、日々状態を確認しつつ使用しており、不具合等を見つけたらいち早く対応できるよう備えています。

小破の修繕については迅速・安価で、且つ質の低下を招かないように配慮して行っています。自分たちで修繕可能かつその後の安全も図れる小破の修繕は、安易に外部業者による修繕に依存することなく部品・代替品の購入等によって進めています。また、交換時期の予測できる設備機器等の小破対応については予算化し、計画的に進めることとします。

イ 効率的な運営への取組について

効率的な運営のため、下記の通り取組みを進めます。

① 広報活動

(1) 広報紙による施設のお知らせ

広報紙で会館内の様々な活動についてお知らせすることで、同様の活動を行っておられる方々へ「このような活動でご利用いただけます」というメッセージを発信しています。

広報紙は各町内会・自治会を通じて戸別配付され、毎号地元の方の目に触れるようになっていきます。また小・中学校、近隣の他ケアプラザへも配布しています。さらに近隣の商店にご協力をお願いし、店頭での掲示や配付等でご協力を頂いています。

(2) ホームページによるお知らせ

秀峰会ホームページには城郷小机地域ケアプラザの情報も掲載しており、アクセス（電話／Fax 番号、住所、地図等）をお知らせしています。また上記広報紙も最新版がダウンロードできるようになっています。

② 利用団体のスケジュール調整

利用申込みは所定のルールに基づいてお受けしていますが、特に長年ご利用いただいている地域のボランティア団体や当ケアプラザの事業から自主化した団体については、その活動が互いにスポイルされることのないように受付時期をずらし、早めの利用調整等を実施しています。

ご利用にあたっては「利用団体説明会」の中で利用の申込み手続きなどについて十分にご説明申し上げ、ご協力をお願いしています。

③ その他の利用促進

(1) 地域福祉保健計画との連携

城郷小机地区の福祉保健計画「たすけあうまち城郷」において示された「ボランティア活動の担い手発掘」や「各福祉保健活動を横つなぎするネットワーク化」を支援しこれに協力することで、利用促進を図ります。

現在、支えあい連絡会、よってこ会など地域の福祉保健活動で重要な役割を担っている多くの団体の方々に活動拠点、活動場所としてご利用いただいています。

(2) 魅力ある自主事業の企画実施

魅力ある自主事業を企画実施することでご利用促進を図ります。現在年間40事業程度が自立した事業として行われていますが、新しい自主事業も次々と企画から自立化へと発展させています。今後も地域やご利用者のニーズを受け止めつつ、福祉保健計画に沿った事業を進めてまいります。

(3) 夜間、土日の利用促進

週末や夜間等、比較的稼働率の低い時間帯については、ボランティア活動を目的とした団体に「比較的予約の取りやすい時間帯」として情報提供し、ミーティングなどでご活用いただけるようにしています。

また、平日の日中仕事をされている方々を対象とした企画を立ち上げることで、この時間帯での自主事業→自立化を図り、夜間・土日の継続的な利用団体を増やす方向で事業企画を検討します。

(4) 現利用団体の利用促進

現利用団体の方々の活動について、その範囲や参加される方々の人数を増やす方向性での支援を行い、活動の活性化を通じて利用日の追加等を促します。具体的には参加募集の掲示協力や広報紙などへの掲載。イベント参加時における活動紹介などが挙げられます。

ウ 苦情受付体制について

居宅介護支援、通所介護、地域包括支援センター、地域交流それぞれに苦情受付担当者を置き、ご要望をうかがう体制を整えています。またそれぞれのサービスを利用される方々には利用開始時にこうした情報をお伝えします。

上記各部署においては利用される方々への積極的な声掛け等を行い、状況を適切に把握して苦情につながる状態が発生しないよう取り組みます。

また、苦情やご要望をうかがうにあたっては、電話、窓口にかかわらず部署にこだわることなくご利用者のお話に耳を傾け、その方のニーズの理解と課題解決に当たります。こうして得られた情報は部署内の会議、管理者会議等で共有し、適切な対応を図ると共に同種の苦情を防ぐための施策づくりに役立てています。

苦情解決にあたっては当ケアプラザだけでなく、必要に応じて区、市へ遅滞なく報告し、協議の上対応することもできるよう備えます。また、第三者委員を設置し、法人内でもより適切に対応できるよう、体制を整えて対応しています。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

大規模な事故、災害の発生に備え、「防災、災害対策マニュアル」を整備して職員への周知を図り、適切に対応できるようにしています。

この防犯マニュアルは定期的に検証し、内容の有効性を高めるとともに職員に周知し、適切に対応できるようにしています。

施錠管理を確実にを行い、備品等の盗難防止に努めます。備品管理簿を常に最新の状態に保ち、適切に管理しています。

また、地域の方々と連携し、地域防犯防災の取組に協力しています。

定期的に防災訓練を実施しています。訓練は港北区消防署のご指導をいただき、同建物内の地区センターと合同で実施しています。

オ 事故防止への取組について

定期的実施する研修に職員が参加することで、事故防止の意識を高め、未然に防ごう、防ぐための策を立てようという意識の醸成に努めています。

朝礼・終礼等の中で、事故防止の評語を唱和し、事故を起こさない努力を続ける気持ちを常に持ち続けられるようにしています。

事故、ヒヤリハットの事例情報については適宜朝礼や会議の席上で共有し、注意喚起を行うとともに、発生要因などの分析を行い防止策の検討につなげています。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

ご利用者をはじめ、委員の方々や地域活動に従事されている方々、職員等、当ケアプラザでお預かりしている個人情報の範囲と種類は多岐にわたります。各種法令と厚労省の示したガイドライン、秀峰会の「個人情報保護の方針（プライバシーポリシー）」「個人情報保護規程」等に基づき、個人情報の適切な管理に努めます。

個人情報についてはすべて施錠できる収納什器の中に個人別に管理しており、それぞれ管理担当者が明確になっています。また、個人情報の保護に関する研修を定期的実施し、職員のコンプライアンスに対する意識の向上、維持に努めています。

キ 情報公開への取組について

市の指定管理によって運営されているケアプラザの事業は、市の方針に従って広く住民に運営状況が開示されていることが当然であり、また情報の開示はケアプラザで働く職員一人一人の責務であると考え、業務にあたります。個別の情報開示については法令、市の指導等に基づき、法人のルールに沿って行います。

運営の状況は年2回の運営協議会において委員の方々にご報告し、地域の方々にその情報を開示することで、運営の透明化を図っています。運営情報は常に窓口に置き、ご希望の方にはどなたにも閲覧していただけるように用意しています。秀峰会のホームページでも法人の会計、事業運営の報告と方針等について開示し、広くご覧いただけるようになっています。

また、広報紙「城郷だより」でも様々な事業の情報、運営の状況等を掲載し、町内会自治会組織を通じて地域の皆さまに戸別配付していただくことで、情報をより広く開示する仕組みも引き続き確保します。

ク 環境等への配慮及び取組について

東日本大震災以降、特に節電に取組み、冷房・暖房温度設定を環境省推奨数値にしています。不要な個所の明かりはこまめに消し、「つけっぱなし」を防ぐなどの取組みを行います。また、会館をご利用の方々にも節電・エコを呼びかけます。

廃棄物の処理については担当者を置き、横浜市の施策である「G30」「ヨコハマ3R夢」に沿って適切に処理します。また、職員全員がゴミの分別を正しく理解できるよう、ゴミそばや職員の休憩スペースなどに分別方法を掲示して、協力を促します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 看護師（管理者兼務） 1名
- ・ 社会福祉士 1名
- ・ 主任ケアマネジャー 1名
- ・ 予防プランナー 1名

《目標》

- ・ 地域の高齢者ができる限りご自身の生活を維持できるようにその自立を支援し、介護保険のサービスやその他の地域資源を活用して生活の質の向上を図る。
- ・ 介護保険の制度改正に伴うサービス利用状況の変化について、ご利用者に正しい理解をしていただけるよう適切な情報提供と支援を行う。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 特になし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域の支えあい連絡会や昼食会等のネットワークと連携し、サービスを必要としている方々へ早期に相談等の支援対応ができるように働きかけます。
- ・ 健康づくりの介護予防事業で得た情報を活用し、適切な介護予防・健康づくりができるよう支援します。
- ・ 介護保険サービスを利用されない方々についても、地域の見守りネットワーク等との連携によって必要な支援がいつでもできる態勢を整えます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
121	122	123	124	125	126
10月	11月	12月	1月	2月	3月
127	128	129	130	131	132

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・介護支援専門員 常勤6名
（うち1名は管理者兼務）

《目標》

- ・ケアプラザの包括支援センター等と連携を図り、困難事例にも積極的に対応する。
- ・医療機関との連携によって、入院しておられる方々のスムーズな退院とその後の在宅生活を支援する。
- ・包括支援センターを支援し、地域の高齢者に適切な介護保険制度の理解をしていただけるよう情報提供や相談等を行う。
- ・ケアプラザや地区センターのイベントにも積極的に参加し、地域の福祉保健活動増進に貢献する。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご利用者からの連絡に24時間電話対応できる体制を整えています。
- ・地域の研修会だけでなく、法人の研修や自己研鑽によって仕事の質の向上に努めています。
- ・法人の介護サービスネットワークを活かし、必要な方に必要なサービスが適正に提供されるようにします。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
210	210	210	210	210	210
10月	11月	12月	1月	2月	3月
210	210	210	210	210	210

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 入浴
- 食事
- レクリエーション
- 機能訓練

《実費負担》 1回のご利用につき

- 1割負担分
 - (要介護1) 692円
 - (要介護2) 817円
 - (要介護3) 947円
 - (要介護4) 1,077円
 - (要介護5) 1,206円
- 食費負担 710円
- 入浴介助加算 53円
- サービス提供体制強化加算(I) 13円

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:35~16:35 (半角で入力 例 9:00~15:00)

《職員体制》

- ・ 管理者(常勤) 1名
- ・ 生活相談員(常勤) 4名
- ・ 介護職員(常勤) 6名 (非常勤) 11名
- ・ 機能訓練指導員(常勤) 3名 (非常勤) 1名

《目標》

- ・ ご利用者個別のニーズ、ご家族のニーズを理解し、これに合ったサービスが適用できるように取り組みます。
- ・ 生活支援と機能訓練によって、ご利用者、ご家族の生活の質の向上に貢献します。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・ 職員が提供するプログラムに加え、地域のボランティアグループの方々によるレクリエーション等、多彩な活動でお楽しみいただいています。

《利用者目標(延べ人数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
890	920	890	920	910	900
10月	11月	12月	1月	2月	3月
920	890	930	900	859	920

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 入浴
- 食事
- 機能訓練
- レクリエーション

《実費負担》

- 1割負担分
 (要支援1) 1,766円/月
 (要支援2) 3,621円/月
- 食費負担 710円/回

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:35~16:35 (半角で入力 例9:00~15:00)

《職員体制》

- ・管理者(常勤) 1名
- ・生活相談員(常勤) 4名
- ・介護職員(常勤) 6名 (非常勤) 11名
- ・機能訓練指導員(常勤) 3名 (非常勤) 1名

《目標》

- ・ご利用者個別のニーズ、ご家族のニーズを理解し、これに合ったサービスが適用できるように取り組みます。
- ・生活支援と機能訓練によって、ご利用者、ご家族の生活の質の向上に貢献します。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・職員が提供するプログラムに加え、地元のボランティアグループの方々によるレクリエーション等、多彩な活動でお楽しみいただいています。

《利用者目標(契約者数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
130	134	130	134	129	115
10月	11月	12月	1月	2月	3月
134	130	141	127	126	134

● 認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要介護1） 1,098円
 - （要介護2） 1,217円
 - （要介護3） 1,336円
 - （要介護4） 1,455円
 - （要介護5） 1,575円
- 食費負担 700円
- 入浴介助加算 54円
- サービス提供体制強化加算（I） 13円
- 処遇改善加算（I）利用者負担2.9%加算

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:35~16:35

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤兼務1名）
- ・ 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
- ・ 介護職員 7名（常勤兼務6名、非常勤専従1名）
- ・ 機能訓練指導員 6名（常勤兼務6名）

《目標（取組、達成状況）》

少人数制である事を活かし、各ご利用者にとって適切な個別対応を目指します。
 接遇・マナーを徹底し、おもてなしの心で接しました。
 ご利用者を第一に考え、ご家族との連携をとりながら進めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

無理なくその方に見合った一日を過ごしていただけるように努めました。そのため
 に、豊富なプログラムをご用意しています。

ご利用者やご家族のニーズにお応えできるよう、職員一同連携をとり、進めます。

《利用者実績（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
273	283	276	284	280	265
10月	11月	12月	1月	2月	3月
288	283	269	275	257	295

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

相談業務の一つの柱である情報提供について、下記の通り取り組みます。

① 情報収集の取組み

情報を発信するためには、発信すべき情報を適切に収集できる機能を持っていないければなりません。当ケアプラザでは様々な情報の入り口（収集の方法）を開けて、収集に取り組んでいます。

（主な情報の入り口例）

- ・市、区、警察、消防などその他公的サービス団体
 - ・町内会・自治会等地域団体
 - ・地区内外で活動する様々なボランティア団体
 - ・保育所、小中学校、養護学校など、地域の教育資源拠点
 - ・区医師会や地区社協、民生委員児童委員協議会等、地域の医療、福祉保健団体
- こうした各方面からの情報は、職員間で「メール配信」「紙媒体による回覧」「会議等での報告」などによって共有しています。また必要に応じパンフレットなどの資料を取り寄せ、ファイル保管しておくことで活用につなげています。

また、当ケアプラザでは担当地区と近接する地域に横浜ラポール（障害者スポーツ文化センター）やみどり養護学校などがありますので、こうした近隣地域の情報も併せて提供できるよう、日頃から合同事業などや互いのイベントへの参加等を通じての交流を継続しています。

② 情報発信の取組み（相談への活用）

上記のように入手した情報を発信するため、様々な仕組みを整えています。

館内の最も目立つ場所に配付物（チラシ）等を掲示、掲架し、誰でも自由に手に取れるようにしています。また配付物は常に最新の情報を置くようにし、陳腐化、形骸化を防ぎます。

独自の媒体としては広報紙「城郷だより」があります。これは前述のとおり各戸配付されているため、最も多くの方々の目に触れる機会がある媒体です。

こうした情報は窓口で閲覧できるパンフレット類等と一緒に活用されています。前述の「城郷だより」のほか、個別に作成、配付される事業、講座のお知らせとして、いつでも窓口で手に取っていただけるように整理しています。地域交流のコーディネーター・サブコーディネーターはどのような情報を発信しているかを把握し、必要に応じて相談に見えた方々にお渡しできるようにしています。

また、主に地域包括支援センターへの相談にみえられる方々への支援として、包括三職種職員による相談業務の中でこうした情報は活用されています。相談にみえられた方のニーズに応じて配付物を直接手渡しすることもありますし、団体の連絡先をお伝えするという形での間接的な情報提供もあります。幅広いニーズに対して的確、適切にお応えできるよう、丁寧な傾聴を中心とした相談ができるように心がけています。

その他、自主事業に参加されている方々や、貸室をご利用いただいている方々に、地域交流コーディネーター等が中心となって「貸室ご利用時にお知らせ」をしています。それぞれの活動目的や参加される方々の興味関心に合わせ、集めた情報をチラシ手渡し等の形で発信しています。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

当ケアプラザには地域交流、地域包括、通所介護、居宅介護支援の4つの部署があり、それぞれの事業管理者が情報を集め課題を抽出しています。得られた課題は毎月行われる管理者会議で共有し、解決を図っています。部署を超え、互いに知恵と手間を出し合って解決に取り組めます。

またケアプラザの運営を進める上では、横浜市港北福祉保健センターをはじめ、横浜市社会福祉協議会、港北区社会福祉協議会、城郷地区社会福祉協議会、港北区自立支援協議会、港北区内の各地域ケアプラザ、城郷地区及び近隣地区の病院及び診療所、保育園、幼稚園、小学校、中学校、養護学校、地区センター、警察、消防署など様々なリソースとの連携は最も大切な要素です。こうした諸機関とはさまざまな機会（会議、打合せから相互のイベント参加、表敬訪問等に至るまで）を活かして情報交換を積極的に行います。

また、地域包括支援センターを中心に、公的機関に限らず地域における福祉保健施設との交流を行い、情報交換を行うことで、地域福祉保健活動の活性化につなげます。

地域の支えあい連絡会をはじめとして様々なボランティア団体とも情報共有を図ります。こうした団体の多くは会合等でケアプラザをご利用いただく機会も多いので、こうした際に情報交換等を行っています。

円滑かつ効率的な管理運営については、市からの指定管理を受けている公の施設として常に心がけているところです。管理運営の方法とその成果については、毎月の定例カンファレンスにおいて港北区福祉保健センター、港北区社会福祉協議会等と適宜情報共有を図っています。また、運営協議会で委員の皆さまにご報告し、ご助言等を頂くことで改善を進めています。

3 職員体制・育成

現在以下の体制で運営を行っています。

所長 1名 事務担当 1名（出納・労務管理）

地域包括 4名（各職種 1名及びプランナー 1名）

地域交流コーディネーター 1名、サブコーディネーター 5名

居宅介護支援 6名 通所介護（一般・認知症対応） 40名（ドライバー含む）

上記のうち地域包括、居宅介護支援、通所介護には介護保険制度等に基づき年間での計画的な研修が求められています。これに沿ってコンプライアンス、事故防止、苦情解決、個人情報保護、感染症対策、高齢者虐待防止等の項目を立て、地域交流を含めた4部署で年間計画を立てて研修を実施しています。

これらのほかに、上記の階層別研修、専門・職種別研修（介護技術や相談技術の向上等）を実施することで、さまざまな角度からの人材育成が可能になっています。こうした研修は法人内で企画されるものだけに限らず、横浜市社会福祉協議会、かながわ福祉サービス振興会等が主催する研修や講習会、研究会等も積極的に活用し、法人内の研修と組み合わせて受講させるようにしています。

また防災、感染症対応等については地域ケアプラザ全体、及び同一建物内にある地区センターと合同で訓練を実施し、当ケアプラザ／地区センターを訪れる方々の安全を守ることでできる人材育成を心がけています。

4 地域福祉のネットワーク構築

ケアプラザにはフォーマル、インフォーマルの区別なく、地域／区内／市内／県内といった対象の広さも関係なく多くの情報が入ってきます。こうした情報をできるだけ多くの機会を使って発信することがネットワーク構築の上で大切であると考えています。具体的には、所内での掲示、広報紙への掲載、チラシの設置や配付等ですが、特に関連団体・機関が打ち合わせ等で当ケアプラザをご利用いただく際にはこうした広報活動へのご協力をお願いすると同時に、他の団体へアピールすべき情報の有無等についてもおうかがいしています。

関連団体、諸機関とのネットワークはこうした地道な取り組みがベースになって出来上がっており、イベント等で互いに顔を合わせる機会を得て、それぞれのニーズや目的に沿って個別の連携や情報共有が行われ、その結果としてネットワークが徐々に形成されていくものと考えます。こうした動きを促進するため、諸団体・機関が顔を合わせる機会を多く持つというのもケアプラザに求められる役割の一つであると考え、取り組みます。

福祉フェスタ（お祭り）のようなイベントはもちろんのこと、運営協議会、地域ケア会議や感謝の集い（ボランティアの方々への御礼と懇親の会）に至るまで、こうしたチャンスにはそれぞれの団体等の自己紹介の時間を設けたり、互いにご紹介申し上げたりして、多くの方々が出会う機会を作っています。

また、連合町内会の会合や各種ボランティア団体の会合へはその会合の目的に応じて職員が出席し、情報交換、共有ができるように留意しています。支えあい連絡会やボランティア連絡会といった当ケアプラザをご利用いただいている団体については毎回職員が出席し情報発信に努めています。

5 区行政との協働

・毎月の定例カンファレンスの場において、子育て支援、障がい児者支援については、地域活動交流が中心となって専門知識を有する行政職員の指導をあおぎながら、当該地域の課題抽出、問題解決へ向けた支援を連携して進めていきます。併せて今後の事業計画などを随時開示報告しながら、進めていきます。

・高齢者支援については、高齢障害支援課地区担当、福祉保健課地区担当保健師等との連携を行い、四職種内連携と併せ情報共有を密にしながら、推進します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

・通学時送迎支援を必要とする児童数は港北区内でも屈指ですが、「おでかけ GO 港北」「子育てサポートシステム」等の支援ボランティアの登録者数は逆に、区内でも少ない地域である現状を地域へ伝え、地域住民とともに、こうした取り組みを支援していくことが急務と捉えています。これらの実状について『地域見守りネットワーク』を推進する地域支えあい連絡会等での情報提供を促進し、正しい情報を地域住民に伝えながら、現状理解の他、障がい児のある家庭への支援についても一層理解を深めていきます。また、課題解決へ向けた実践への提案については、港北福祉保健センター障がい支援担当者や、港北区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点どろっぴと連携して支援協力を努めます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・よこはまシニアボランティアポイント事業拡大申請により、元気な高齢者ボランティアの生きがいづくりの場を広く提供していきます。
- ・既存の福祉保健活動グループだけでなく、新たに参入された「キャラバンメイト」についても、地域包括支援センターと連携し、定期的な顔合わせの場を設けます。認知症サポーター養成講座については地域（キャラバンメイト）への負担感を減らすため、四職種で連携しながら、計画的な活動支援に努めます。

3 自主企画事業

- ・地域の現状に即した事業展開に努めます。具体的計画としては、知的・肢体不自由などのある障がい児の送迎ニーズの高まりを視野にいれ、障がい理解に関する講座の開催、地域見守りネットワーク構築支援を推進している支えあい連絡会や、城郷地区ボランティア連絡会との事業共催など、広く地域住民が参加しやすい啓発講座を展開できるように努めます。
- ・既存の自主化された活動団体の後方支援として、参加者減少により継続が危ぶまれている団体については、同団体の協力を得ながら新規参加者を見込める事業の企画・開催を自主化団体とともに進め、地域活動の活性化に努めます。
- ・ボランティア育成の強化を継続し、啓発・育成に留めず、その後の活動先のコーディネートや活動開始後のフォローを含めた継続支援を励行します。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ・よこはまシニアボランティアポイント研修会第二弾の開催や、第一弾受講者の活動先となる選択肢の幅を広げていきます。
- ・中学生による「ちょいぼらサポーターズクラブ」エントリー後の受け入れ先の開拓を行い、新規ボランティア登録者の活動先の選択肢の幅も広げられるよう、受け入れ先開拓も随時進めていきます。
- ・上記活動以外にも、既存の登録ボランティアリストをサブコーディネーターとも協議しながら、活動の斡旋・推奨に努めます。
- ・既存のボランティア活動者にも、随時活動状況をうかがうように配慮し、必要に応じて助言指導にあたります。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ・ケアプラザの窓口で相談に来られた方には、安心して相談ができる対応、的確な情報提供、スムーズなサービス利用の支援をめざして職員全員で努力していきます。
- ・医療機関からの相談に対して、医療機関の相談員との連携により退院時にスムーズに在宅への生活に移行できるように、関係機関と協力しながら支援を行います。
- ・必要な時に必要なサービスにつなげることが出来るように、日頃から情報収集を行い、相談者のニーズに適した支援を行います。
- ・地域にあるインフォーマルサービスの把握と活用により、地域住民の状況に合った支援を行います。
- ・地域からの様々な相談に対して、ケアプラザで解決が困難なものは、関係する専門機関や行政機関との連携により、相談者のニーズに沿った制度・サービスにつなげます。
- ・いつでも気軽に相談が出来るように、老人クラブや体操教室のOB会など地域住民の集まる場に出向き、顔の見える関係作りを継続して行います。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・城郷地区見守りネットワーク構築事業の中で全地域（9町内会）が見守れる体制ができるように引き続き支援をしていきます。
- ・城郷地区見守りネットワークの中で、エリア内の小学校2校の5年生、6年生を対象とした認知症サポーター養成講座を今年度も継続して実施する予定です。
- ・今年度は見守り活動の中で抽出された課題を地域支えあい連絡会や地域ケア会議でまとめ、見守り活動が地域でより充実したものになるよう地域交流とも協力して支援をしていきます。
- ・民生委員の定例会をはじめ、有償家事ボランティアの会議や地域の見守りネットワークの会議、老人クラブの定例会など各種会議への参加により顔の見える関係づくりを進め、各団体との協力関係を継続して築いていきます。

実態把握

- ・「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」を民生委員と連携して安否確認を行いながら、新たな見守りが必要な方の掘り起こしを実施します。
- ・地域住民による見守りの後方支援を行いながら、必要な方には迅速に対応をして、スムーズに各種サービスにつなげるよう支援を行います。
- ・地域の身近な相談窓口として老人クラブ・地域のサロン・自立化した体操教室等、地域の身近な集まりに出向き、ニーズ把握を行いながら相談しやすい環境作りに努めます。
- ・地域の有償家事ボランティアの「城郷ふれあいの会」や民生委員・市営住宅の相談員など、地域の関係団体と情報共有を行うことで連携を深め、必要なケースには同行訪問をするなど、地域での見守りや実態把握を進めていきます。

2 権利擁護

権利擁護

- ・ 成年後見制度や遺言・相続など地域住民に必要な情報を伝えるために、必要に応じて法律の専門職や港北区社会福祉協議会あんしんセンターと連携をとりながら支援を行います。
- ・ 専門的な相談をする機会を広げるために、昨年に引き続き行政書士による個別相談会を実施するなど、専門的な相談を行う場の確保に努めます。
- ・ 振り込め詐欺や消費者被害予防のため地域の老人クラブや体操教室に出向き、最新の被害の手口や地域で実際に起こった事例の話を行い対応策も伝えるなど被害の予防に努めます。
- ・ 実際に消費者被害に遭っているケースでは、ケアマネジャー・区役所、サービス事業所や地域住民など、個々の必要性に応じた連携を行いながら地域での見守りを強化していきます。
- ・ 成年後見制度については必要な方に個別に案内を行い、専門的な対応が必要な場合には専門職に依頼するなど、切れ目のない支援を行います。

高齢者虐待

- ・ 老人クラブなど地域の集まりでパンフレットによる周知を行うことで、地域での見守りの重要性についての理解を深め、注意をするポイントと実際に虐待が起こった際の窓口の周知を行います。
- ・ 行政と協力して高齢者虐待防止連絡会・作業部会のネットワークへの支援を行い、関係機関と継続した関係を築くとともに、実際の虐待ケースでスムーズな連携が可能になるようにネットワークの構築支援を行います。
- ・ 行政の協力のもと、ケアマネジャーやサービス事業所等実際に高齢者虐待に関わる機会の高い職種に向けて研修会を行い、虐待対応力の向上を目指します。
- ・ 地域の見守りネットワークとの連携を深め、高齢者虐待を含む支援が必要な方に対する見守り体制の強化に努めます。

認知症

- ・ 地域のキャラバンメイトに声をかけて年間計画を立て、養成講座の打ち合わせやキャラバンメイトのスキルアップ、交流を兼ねた時間を持っていきます。
- ・ 地域内で依頼を受けた認知症サポーター養成講座は、可能な限り積極的に受けていくようにキャラバンメイトにも協力を得ていきます。一般向けの認知症サポーター養成講座を介護セミナーの一環として行う予定です。また地域内2か所の小学校に向けての養成講座の開催も予定しています。
- ・ ケアマネジャーに向けては、継続して徘徊認知症高齢者かえるシートのPRをして登録を促していきます。
- ・ 認知症の方を抱える家族やケアマネジャーのよきアドバイザーとなれるよう支援を続けていきます。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

- ・ 2か所の元気づくりステーション、介護予防普及強化事業、各地域団体、体操教室利用者、ケアプラザ利用者に基本チェックリストを実施し、二次予防対象者の把握に努めます。
- ・ 地域包括支援センターとして把握しているケースを参考に、個別訪問を行った際

に高齢の家族も含めて基本チェックリストを実施し、二次予防対象者の発掘に努めます。

- ・ 民生委員や有償家事ボランティアの城郷ふれあいの会、見守り隊など地域住民と協力し、活動を通じて関わっている方に基本チェックリストを行い、二次予防対象者の発掘に努めます。必要があれば定期訪問の実施など継続して見守り体制を強めていきます。
- ・ 地域包括支援センターの総合相談窓口で、介護予防の必要性があれば基本チェックリストを実施し、二次予防対象者の把握に努めます。
- ・ 記入された基本チェックリストの結果をもとに、二次予防対象者基準に該当する人を個別の連絡や実績報告書の作成等を通じて区に報告していきます。

介護予防ケアマネジメント力

- ・ 二次予防対象者を把握し、必要と思われる方には元気づくりステーションや介護予防事業、訪問事業の説明をして参加利用を促すと同時に、区にもつなげていきます。
- ・ 訪問事業につながらない場合は、介護に関する情報の提供やケアプラザで行う自主事業、地域資源（地域のサロンなど）の利用支援を行い、今後の生活機能の維持・改善につながるよう支援していきます。
- ・ 支援結果については区に適宜報告していきます。
- ・ プログラム終了後は評価を行い、自主グループの紹介や地域活動を紹介するなど引き続きフォローをしていきます。
- ・ 介護申請にて要支援1、2となられた方を地域包括支援センター職員（ケアマネ委託も含め）で担当しサービス調整や相談にのっていきます。サービスの利用がない場合でも定期的に訪問して更新などの手続きを行っていきます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・ ケアマネジャーと民生委員との情報交換会を定期的実施し、地域で生活している高齢者の状況を把握することと支援の課題について話し合いができる場を設定します。
- ・ 認知症（予防）講演会やサポーター養成講座等の実施により住民が認知症を正しく理解し予防に取り組み、認知症の高齢者の支え手となるよう支援します。
- ・ 家族や介護者の情報交換、交流ができる場を充実させます。
- ・ 介護セミナーを開催し、介護している方や一般の方を対象に「不整脈について」「高齢者と認知症における薬剤治療の注意点」「高血圧と心臓病」「遺言・相続・成年後見相談会」「生活習慣病予防について」など年5回開催を予定しています。
- ・ 民生委員・地域ボランティア団体の定例会等で介護保険制度の概要説明をさせていただきます。

医療・介護の連携推進支援

- ・ エリア内の医療機関にはケアプラザの事業のご案内や広報誌を持って定期訪問していきます。医療機関から相談があった時は入院から退院後のリハビリ、在宅療養への円滑な移行ができるように各関係者と連携を行い支援をします。
- ・ 港北区高齢者支援ネットワークで医師会、歯科医師会、薬剤師会など共催事業研修として「在宅での看取りについて」「ケアマネジャーと訪問看護ステーションとの連携について」を開催します。

ケアマネジャー支援

・港北区内の地域包括支援センター合同で「生活保護制度・生活困窮者自立支援法について学ぶ」「訪問看護ステーションとの懇談会」、高齢者支援ネットワークで「在宅での看取りについて」「ケアマネジャーと訪問看護ステーションの連携について」、ガンバ港北共催で「制度改正、日常生活支援総合事業について」「災害時の対応について」の研修を行います。

また、新任ケアマネジャー向けの研修では港北区内の地域包括支援センター合同で「介護保険外サービスについて学ぶ」の研修会、地域ケアカンファレンス開催をします。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・地域ケア会議は、個別ケース地域ケア会議に関しては年3回の開催を予定しています。ケース選定については、地域のケアマネジャーにも声をかけて抽出をしていきます。
- ・包括レベル地域ケア会議は、運営協議会と同日開催を行う事で、参加者の負担軽減にも配慮していく予定です。また昨年度の会議の時に出席された課題をもとに、地域住民や区役所の職員と解決策などを検討していきます。
- ・会議の開催・進行については、ケアプラザの地域活動交流や区役所の地区担当職員・港北区社会福祉協議会の職員とも連携して進めていきます。

介護予防事業

介護予防事業

- ・27年度は介護予防普及強化事業として年間を通して今までに立ち上げて自立化した地域の予防事業を強化していくための事業を展開していきます。また地域で活動しているボランティアのスキルアップを目的とした事業も企画します。
- ・区の介護予防普及強化事業として篠原地域ケアプラザと合同で11月に県立武道館を借りて4回シリーズで体操教室を開催します。60歳、70歳代を中心とした前期高齢者をターゲットとした介護予防事業を目指しています。
- ・今までに体操教室がなかった町内会（東町）に向けて介護予防教室を計画し、介護予防の必要性をより理解してもらう機会としていきます。
- ・自立化した体操教室やミニデイサロンへの支援策として体力測定の実施などを継続し、各教室へ引き続き支援をしていきます。
- ・城郷地区に立ち上がった2か所の元気づくりステーション「岸根ウォーキング倶楽部」「鳥山元気サロン」を引き続き支援していき、長く継続できるように関わっていきます。
- ・地域交流との共催事業も新しい方にケアプラザを知ってもらうことを目指して企画していきます。

その他

- ・高齢者専用の市営住宅やサービス付高齢者住宅の住民に向けて、それぞれの相談員やケアマネジャーと連携を取りながら個別ケースの支援を行なうとともに、区と協力して、地域住民に向けてサロンを開催し介護予防事業の普及に努めます。
- ・介護者や地域住民に向けてケアプラザ協力医による相談会や講演会を行い、生活習慣病の予防を図ります。
- ・併設する城郷小机地区センターとの協力については、地区センターの文化祭とケアプラザの福祉フェスタを同日開催にするなどの工夫で、より多くの地域住民にケアプラザを知ってもらう機会にしています。今年度も地区センターとの協力関係により、新たな層に向けたケアプラザの周知を進めていきます。

平成27年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 城郷小机地域ケアプラザ

平成27年4月1日～平成28年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	18,668	22,856	149	0	0	0	0	0
	介護保険収入				6,428	44,561	116,913	11,276	49,737
	その他	2,019	442	0	0	0	135	0	45
	雑収入等	0	0	0	0	0	135	0	45
	繰入金収入	2,019	442	0	0	0	0	0	0
	収入合計(A)	20,687	23,298	149	6,428	44,561	117,048	11,276	49,782
支出	人件費	12,341	19,582	0	2,160	34,747	92,864	0	30,742
	事務費	1,000	1,300	0	2,447	1,631	7,590	0	2,530
	事業費	450	100	149	0	507	11,055	0	3,685
	管理費	5,394	1,434	0	0	663	7,476	0	2,492
	その他	1,502	882	0	1,822	0	3,634	0	998
	施設使用料相当額	0	0	0	0	0	2,993	0	998
	消費税	987	0	0	0	0	0	0	0
	指定額等	515	882	0	0	0	0	0	0
	繰入金支出	0	0	0	1,822	0	641	0	0
	支出合計(B)	20,687	23,298	149	6,428	37,548	122,618	0	40,446
	収支 (A)－(B)	0	0	0	0	7,013	▲ 5,570	11,276	9,336

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。